

厚生労働大臣が定める掲載事項等について

◎初診料	
医療情報取得加算	1点
医療DX推進体制整備加算4	4点
外来ベースアップ評価料(Ⅰ)	6点
外来ベースアップ評価料(Ⅱ)	8点

◎再診料	
医療情報取得加算	1点
時間外対応加算1	5点
外来ベースアップ評価料(Ⅰ)	2点
外来ベースアップ評価料(Ⅱ)	1点

◎初再診料ともに	
明細書発行体制等加算	1点

◎処方箋料	
一般名処方加算1	10点
一般名処方加算2	8点